

## 鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成23年11月14日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成22年度決算に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月6日

鳥取県監査委員 山 本 光 範  
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子  
鳥取県監査委員 興 治 英 夫  
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

### 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

指摘事項	講じた措置
政務調査費に係る交付金について、交付金額に誤りがあった。	指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成23年10月11日までに行われるとともに、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月20日までに全額返還された。 また、新たに発生した交付不足額については、同月14日までに全額交付（歳入戻出）した。 政務調査費返還額 33,195円 政務調査費交付額 5円